

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画駐車場 第 27 号宮下駐車場

2 理由

当地は、「渋谷区都市計画マスタープラン 2000」において位置づけられている代々木公園、渋谷川等をつなぐ緑と水の空間軸上にあり、軸の形成に向けて周囲とつながる連続的な緑を創出し、魅力ある空間形成を目指している。また「渋谷駅中心地区まちづくり指針 2010」では原宿・表参道・青山へつながる高質な文化・交流エリアとして、回遊性や一体感のあるまちづくりの誘導を図ることとしている。

一方、防災上の観点から、「渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画（平成 28 年 3 月）」において一時退避場所の指定がされているところであり、防災上の重要な拠点となっている。さらに、明治通りは緊急輸送道路に指定されており、沿道の建物は耐震化を図ることが求められている。

宮下駐車場は、宮下公園南北 2 街区の地下に整備された約 0.84ha の都市計画駐車場であり、昭和 40 年 1 月 23 日付け建設省告示第 86 号をもって都市計画決定がなされ、昭和 40 年 6 月 30 日付け建設省東都第 201 号をもって事業認可がなされ、昭和 41 年に開業して今日に至っている。

駐車場躯体は、しゅん工から 50 年が経過しており、耐震性能上課題を抱えていることから建替えの必要性が生じている。

本計画は、宮下公園の再整備に伴い、駐車場施設を自走式から機械式に変更し、宮下公園の北街区の地下に駐車場区域を一元化することにより、出入口を一箇所に集約し、面積を減じて既存と同数の計画台数を確保するとともに、周辺交通への影響を軽減し、分かりやすく効率的で利便性の高い駐車場の設置を図ることを目的として、駐車場の位置、区域、面積及び構造について、都市計画の一部変更を行うものである。